

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

113

○東京都教育委員会が保有する特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則……………一	規 則 (教)
○東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正……………二	告 示 (選)
○東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………二	規 則 (人)
○東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正……………三	告 示 (監)
○東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正……………三	告 示 (労)
○東京都取用委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正……………三	告 示 (取用委)
○東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報保護に関する規則の一部を改正……………四	告 示 (固評審)

○東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正……………四	告 示 (海区漁調)
○東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正……………四	告 示 (内水漁管)
○東京都交通局が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………五	規 程 (交)
○東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………五	規 程 (水)
○東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………六	規 程 (下水)
○東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………七	告 示 (消)
○東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正……………七	雜 報
○東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………七	規 則 (教)

保護等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第六号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百一十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この規則による改正後の東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の

前の例による。

### 告 示 (選)

#### ●東京都選挙管理委員会告示第七十一号

東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百三十一号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京都選挙管理委員会

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

#### 附 則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第六号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京

都条例第百四十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 規 則 (人)

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都人事委員会

#### ●東京都人事委員会規則第五号

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則(平成二十七年東京都人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

#### 附 則

1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第六号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正法第四条の規定による

改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この規則による改正後の東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 告 示 (監)

#### ●東京都監査委員告示第五号

東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都監査委員告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

- 東京都監査委員 清水 やすこ
- 東京都監査委員 神 林 茂
- 東京都監査委員 友 渕 宗 治
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者（施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）が、東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百四十一号）第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第七号

東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都労働委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京都労働委員会

附則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者（施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）が、東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百四十一号）第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

の例による。

告 示 (収用委)

●東京都収用委員会告示第五号

東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京都収用委員会

附則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者（施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）が、東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都

都条例第百四十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報(本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京都取用委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による)。

**告 示 (固評審)**

●東京都固定資産評価審査委員会告示第五号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京都固定資産評価審査委員会

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第六号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定によ

る通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による)。

**告 示 (海区漁調)**

●東京海区漁業調整委員会告示第四号

東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京海区漁業調整委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京海区漁業調整委員会

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第六号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による)。

**告 示 (内水漁管)**

●東京都内水面漁場管理委員会告示第四号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京都内水面漁場管理委員会

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び

効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者（施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）が、東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百一十一号）第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規程（交）

●交通局規程第三十七号

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都交通局長 土 湖 裕

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

1 この規程は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者（施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）が、東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百一十一号）第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この規程による改正後の東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に

関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十五号

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

1 この規程は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定によ

る通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百四十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この規程による改正後の東京都水道局長が保有する特定個人情報情報の保護に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別記第十六号様式甲号を次のように改める。

第16号様式 甲号(第59条の2、第60条関係)

所属	部 課		課 (月 日 異動)		長期勤続休暇											
	部	課	勤続15年	勤続25年												
氏名	職層名( )				年	年										
年次給 休暇 の状況	基準日 (付与日)	①前年からの 繰越日数	②本年の 付与日数	③本年の総日数(①+②)	④本年の使用 総日数(③-⑤) (累計日数)	⑤本年の未使用 総日数(③-④) (残日数)	⑥翌年への 繰越日数									
	年 月 日	日 時間	日 時間	日 時間	日 時間	日 時間	日 時間									
申出等 月日 職員印	休暇等 の種類	期 間	摘 要	累 計							年 休 日数	職 適 基 準	免 用 準 則	決 定 権 者	関 与 者	出 勤 整 理
				年 休	( 仮 ) 夏 休	看 休	事 休	短 介	元 気 回 復	日 時 分						
・		月 日 分から 時 分 まで			( )							( )	条例・規則 基準 号			
・		月 日 分から 時 分 まで			( )							( )	条例・規則 基準 号			
・		月 日 分から 時 分 まで			( )							( )	条例・規則 基準 号			
・		月 日 分から 時 分 まで			( )							( )	条例・規則 基準 号			
・		月 日 分から 時 分 まで			( )							( )	条例・規則 基準 号			
・		月 日 分から 時 分 まで			( )							( )	条例・規則 基準 号			
・		月 日 分から 時 分 まで			( )							( )	条例・規則 基準 号			

(日本産業規格A列4番)

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局長が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局長が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

1 この規程は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第六号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カード

をいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百十一号)第二十七条第二項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この規程による改正後の東京都下水道局長が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規程第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第16号

東京消防庁消防總監が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規程(平成27年12月東京消防庁告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月26日

東京消防庁

消防總監 安 藤 俊 雄

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

1 この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「改正法」という。)附則第1条第6号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正法第4条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「旧法」という。)第7条第1項若しくは第2項又は旧法附則第3条第1項から第3項までの規定による通知カード(旧法第7条第1項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例(平成27年東京都条例第141号)第27条第2項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この告示による改正後の東京消防庁消防總監が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規程第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

雑 報

東京都職員共済組合特定個人情報情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

●東京都職員共済組合規則第二号

東京都職員共済組合特定個人情報情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

第一条 東京都職員共済組合特定個人情報情報の保護に関する規則(平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称」を「次に掲げる事項」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 個人番号
- 六 個人番号カードの有効期間が満了する日

七 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称

第八条第二項中「住民基本台帳法第三十条の九」の下に「又は第三十条の四十四」を加え、「機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に)」を「同法第三十条の七第四項に」に、「をいう。」を「又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報」に改める。

第十条中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府令・総務省令第三号)で定める書類」を削り、「こ

と又はこれらに代わるべき」を「措置その他」に改める。  
 第二条 東京都職員共済組合特定個人情報情報の保護に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号中「住所」の下に「(国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。))にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届(同号に規定する国外転出届をいう。))に記載された転出の予定年月日」を加え、同項第七号中「(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏

附則

(施行期日)

一 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第十号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第二条第五項の改正規定 公布の日
- 二 第二条中第二条第五項の改正規定(同項第七号中「(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二

十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分に限る。) 令和元年十一月五日

三 第一条中第十条の改正規定及び次項の規定 改正法附則第一条第六号に規定する政令で定める日(経過措置)

二 東京都職員共済組合特定個人情報情報の保護に関する規則第八条第一項に規定する個人番号利用事務等実施者が、同項の規定により前項第三号に定める日(以下「施行日」という。)において現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があつた者を除く。以下「通知カード所持者」という。)である本人(同規則第二条第四項に規定する本人をいう。以下同じ。)から同規則第二条第三項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、この規則による改正後の東京都職員共済組合特定個人情報情報の保護に関する規則第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001  
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代) 本号 三〇円  
 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 印刷 〇三(三三二)五二〇一(代)  
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

